

【手数料の徴収事務を委託しています】

市では、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、食品衛生営業許可申請等に係る手数料の徴収事務を下記のとおり私人委託していますので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公表します。

- 1 委託事務の内容
食品営業許可申請等に係る手数料の徴収事務
- 2 委託した私人の所在地及び名称
水戸市笠原町 9 9 3 番地の 2
水戸食品衛生協会
会長 高野 正巳
- 3 委託年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 委託期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで